

生涯学習課 (有)3-3746 (電)0749-48-8130 (F)0749-48-2363

多賀町が取り組む新しい部活動のカタチ

～多賀町認定地域クラブ活動制度が始まります～



多賀町では、子どもたちがこれからもスポーツや文化芸術活動に打ち込める環境を守るため、部活動を「多賀町認定地域クラブ活動＊1」

として、休日から段階的に地域での展開を図っていきます。

※＊1：国のガイドラインに示す地域クラブ活動の認定要件や認定手続などに基づいて多賀町が認定した活動

部活動を取り巻く環境の変化

- 教員の働き方改革 → 教員に頼る指導体制の限界
- 少子化 → 部活動数の減少
- 生徒のニーズの変化 → 活動種の多様化

部活動改革

学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で支えて幅広い活動を提供引退のない継続的な活動と一貫した指導

多賀町独自の「認定制度」を整備！

学校と地域が連携し、子どもたちの持続可能で豊かなスポーツ・文化芸術活動体制づくりをするため、町が示す認

定要件に合ったクラブ活動を認定し、学校と連携し国・県・町からの財政支援を含む公的な支援などをおこないます。

認定地域クラブ活動FAQ

Q 学校の部活動がなくなるの？

A いいえ、地域展開は学校の部活動を廃止するものではありません。地域と学校が役割を分担し、子どもたちの活動の場を確保していきます。

Q なぜ「地域クラブ」にするの？

A 子どもたちが部活動を通じて仲間と共に成長し続けら

れる環境を維持するため、学校の枠を越えて、地域で子どもたちを支える体制をつくるためです。

Q どんなメリットがあるの？

A 地域の指導者や専門的な知識、技能を持つ方々から指導を受ける機会が増え、より充実した活動が期待できます。また、既存の部活動にはない活動を選ぶことができ、子どもの可能性が広がります。

認定地域クラブ活動指導者登録制度を整備！

認定地域クラブ活動に参加する子どもたちが、指導をおこなうために必要となる登録や研修等に関する基準を定め

る制度を整備して安全・安心に活動に取り組めるようにします。

指導者と活動を見守っていただける方を募集します！

認定地域クラブ活動での指導者・その活動を見守っていただける方を募集しています。自身の経験を活かしたい！地域の子どもの成長を応援したい！といった思いのある方の応募をお待ちしております。

認定制度の詳細、指導者・活動を見守っていただける方の募集については、多賀町役場ホームページをご確認ください。



税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

証明書コンビニ等交付サービス一時休止のお知らせ

セキュリティメンテナンスのため、以下の日時にマイナンバーカードなどを利用した証明書コンビニ等交付サービスを休止します。ご理解とご協力をお願いします。

・10月6日（火）終日 ※すべての証明書が発行不可



税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

日本年金機構 彦根年金事務所 国民年金課 (電)0749-23-1112

追納制度をご存じですか？

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、追納した金額を社会保険料控除として申告することにより、所得税・住民税が軽減されます。ぜひ、追納をおこなっていただくことをお勧めします。

なお、追納ができるのは追納が承認された月から10年以内に免除などを受けた期間に限られています。（た

例えば、令和8年9月に承認された場合は、平成28年9月分から）また、保険料の免除または猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

追納を希望される場合は、国民年金保険料追納申込書を年金事務所に提出することになります。

追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。将来の老後の安心に備えて、追納制度をご利用ください。

税務住民課(住民) (有)2-2031 (電)0749-48-8114 (F)0749-48-0594

マイナンバーカード夜間・休日開庁のお知らせ 予約制

マイナンバーカードの夜間・休日窓口を開設します。開庁時間にご都合がつかない方は、ぜひご利用ください。いずれも必ず事前予約をお願いします。



夜間開庁について

■開庁日 10月22日(木)
■時 間 17:00～19:30 (最終受付時間)

休日開庁について

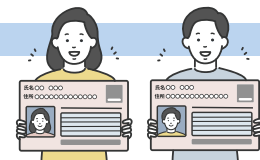
■開庁日 10月4日(日)
■時 間 9:00～11:40

対 象

マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新、暗証番号のロック解除、マイナンバーカードの申請サポート

場 所

多賀町役場 税務住民課



ご予約・お問い合わせ

■予約受付時間 8:30～17:15
(土曜日・日曜日・祝日は除く)

■予約電話番号 (電)0749-48-8114
(有)2-2031

お電話の際に「マイナンバーカードの夜間・休日予約」とお伝えください。

注 意

- ・予約の受付状況によってはご希望に添えない場合があります。
- ・予約をされていない方は、当日受付できませんので、必ずご予約をお願いします。
- ・証明書などの発行、住民異動などの受付はできません。

税務住民課(税務) (有)2-2041 (電)0749-48-8113 (F)0749-48-0594

家屋評価にご協力をお願いします

税務住民課では、固定資産税(町税)および不動産取得税(県税)の適正な課税をおこなうため、地方税法第53条(固定資産税の調査に係る質問検査権)に基づき、主にその年の1月2日以降に新築された家屋(住宅・店舗・倉庫など)について、毎年9月ごろから翌年の1月ごろまで家屋評価を実施しています。

所有者またはご家族様の立ち会いのもと、担当職員が各部屋の内装、設備、外観の調査をおこないます。

今年度に家屋評価の対象となる方につきましては、事前にご案内したうえで、順次訪問させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、年内に新築、増築された家屋で、令和9年1月中旬までに家屋調査の連絡がない場合は、税務住民課までお問い合わせください。

